



定期第958号 令和8年6月19日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
327	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
328	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
329	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
330	同	同
331	同	同
332	同	同
333	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
334	令和9年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を実施する件	農林水産総合技術支援センター
335	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
336	土地改良区を行う土地改良事業計画の変更を認可した件	同
337	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	森林土木・保全課
338	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【監査委員公表】

番号	表題	担当課名
12	住民の請求に係る監査の結果公表	

【監査委員公表】

番 号	表	題	担当課名
1 3	同		
1 4	同		

## 徳島県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー21階	ソエルガーデン徳島訪問介護	徳島市吉野本町六丁目58番2	訪問介護	令和8年6月1日
合同会社一期一会	徳島市川内町平石若宮180番地の13	訪問看護ステーションぎふと	同 川内町金岡5-2 ラ・フォーレ川内I 106号室	訪問看護	同
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー21階	ソエルガーデン徳島訪問看護	同 吉野本町六丁目58番2	同	同

## 徳島県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。  
令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社一期一会	徳島市川内町平石若宮180番地の13	訪問看護ステーションぎふと	徳島市川内町金岡5-2ラ・フォーレ川内I 106号室	介護予防訪問看護	令和8年6月1日
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー21階	ソエルガーデン徳島訪問看護	同 吉野本町六丁目58番2	同	同

## 徳島県告示第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年6月19日から同年10月19日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス徳島大原店

所在地 徳島市大原町内開55番2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年1月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,359平方メートル

(6) 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	45台

	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	8台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	82.0平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	13.50立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後10時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	1箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

令和8年5月26日

## 3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年6月19日から同年10月19日まで

## 4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

## 徳島県告示第330号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年6月19日から同年10月19日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 届出の概要

#### (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	近藤 禎一郎
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤 利行

#### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ大林店

所在地 小松島市大林町字宮ノ本80番ほか

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	成瀬 明弘

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	近藤 禎一郎

(4) 変更年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年5月18日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年6月19日から同年10月19日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

## 徳島県告示第331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年6月19日から同年10月19日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 届出の概要

#### (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	近藤 禎一郎
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤 利行

#### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ津乃峰店

所在地 阿南市津乃峰町長浜447番1ほか

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	成瀬 明弘

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	近藤 禎一郎

(4) 変更年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年5月18日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年6月19日から同年10月19日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

## 徳島県告示第332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年6月19日から同年10月19日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 届出の概要

#### (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	大野 恵司

#### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール徳島

所在地 徳島市南末広町4番1号ほか

#### (3) 変更事項

##### ア 駐車場の位置及び収容台数

変更前

###### (ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

###### (イ) 収容台数

1,909台

変更後

###### (ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

###### (イ) 収容台数

1,909台

##### イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

###### (ア) 出入口の数

18箇所

###### (イ) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

変更後

###### (ア) 出入口の数

16箇所

(イ) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(4) 変更年月日

令和8年5月26日

2 届出年月日

令和8年5月25日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年6月19日から同年10月19日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

## 徳島県告示第333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により意見を聴取したので、同条第3項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ津田本町店  
徳島市津田本町四丁目451-1ほか
- 2 法第8条第1項の意見の対象となった届出に係る告示  
令和8年徳島県告示第41号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）
- 3 法第8条第1項の規定により徳島市から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。  
駐車のために供する部分は、駐車場法（昭和32年法律第106号）等の基準によること。  
。出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。
  - (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。  
歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないように対策を講じること。
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。  
古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。  
一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。
  - (4) 騒音の発生に係る事項  
施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。  
周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。
  - (5) 廃棄物に係る事項等  
店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。  
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。
  - (6) 街並みづくり等への配慮等  
周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。
- 4 意見の縦覧場所及び期間
  - (1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ
  - (2) 縦覧の期間 令和8年6月19日から同年7月19日まで

## 徳島県告示第334号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成17年徳島県規則第40号。以下「規則」という。）第19条第1項の規定に基づき、令和9年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 試験の日時

#### (1) 本科

ア 一般入学試験（規則第19条第2項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

##### (ア) 1次募集

a 筆記試験 令和9年1月14日（木曜日）午前9時から

b 口述試験 令和9年1月14日（木曜日）午後1時から

##### (イ) 2次募集

a 筆記試験 令和9年3月10日（水曜日）午前9時から

b 口述試験 令和9年3月10日（水曜日）午後1時から

イ 推薦入学試験（規則第19条第3項の規定により知事が指定する学校の長から推薦された者について実施する試験をいう。以下同じ。）

(ア) 論文試験 令和8年10月8日（木曜日）午前9時から

(イ) 口述試験 令和8年10月8日（木曜日）午前10時10分から

#### (2) 研究科

知事が、別に指定する。

### 2 試験の場所

名西郡石井町石井字石井1660 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校

### 3 入学願書等の提出期間

#### (1) 本科

ア 一般入学試験

##### (ア) 1次募集

令和8年12月22日（火曜日）から令和9年1月7日（木曜日）まで

##### (イ) 2次募集

令和9年2月17日（水曜日）から同年3月3日（水曜日）まで

イ 推薦入学試験

令和8年9月10日（木曜日）から同年10月1日（木曜日）まで

#### (2) 研究科

令和9年2月2日（火曜日）から同月16日（火曜日）まで

### 4 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校学生募集案内（以下「募集案内」という。）及び入学願書等の用紙の請求先並びに入学願書等の提出先

名西郡石井町石井字石井1660 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校  
学生支援担当

### 5 入学試験手数料

2,200円（納付書により納付すること。）

## 6 その他

この試験についての詳細は、募集案内を参照するほか、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校（電話088-674-1026）に問い合わせること。

## 徳島県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称  
阿南市新野町  
新野土地改良区
- 2 認可年月日  
令和8年6月5日

## 徳島県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、土地改良区を行う土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 申請人  
新野土地改良区
- 2 地区名  
新野地区
- 3 認可年月日  
令和8年6月5日

## 徳島県告示第337号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡海陽町浅川字荒瀬15の1・15の447・15の448（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、15の463、小谷字北河内98、99、151の1・151の27・151の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、151の29から151の33まで、151の36、151の66から151の68まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、151の69、151の70

### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 徳島県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市日開野町字川田23番1	小松島市日開野町字北開3番地	有限会社山橋建設
同 檜淵町字中田152番2	同 字破閑道2番地の1 アイヴィコートⅡF号室	山田 阿佑美 山田 大貴
名西郡石井町高川原字天神711番1、711番3、711番7、711番8、711番9、711番11、711番12及び713番3	徳島市沖浜東二丁目6番地1	株式会社スズキ自販徳島
板野郡北島町中村字前田道添8番1、8番2、8番7、9番1、9番14及び9番15	板野郡北島町江尻字妙蛇池32番地1	株式会社渡辺不動産
同 新喜来字砂原34番	同 松茂町中喜来字中瀬西ノ越30番地8	株式会社T's trust

## 徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年6月8日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

令和8年4月13日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会議員庄野昌彦氏（以下「庄野議員」という。）が支出した28,680円は違法かつ不当である。

よって、知事に対し、次の措置を求める。

ア 令和6年5月に参加した「全国植樹祭」参加に係る交通費の支出及び個人加入のNPO・市民団体等に対する会費の支出が不当であると認定し、受領者へ不当利得及び遅延損害金の返還を求める措置を講ずること。【請求ア】

イ 不当な公金支出を許した議会事務局の審査体制を直ちに是正し、関係職員の責任を明確にすること。【請求イ】

## (2) 請求の理由

本件は、以下の法的根拠に明確に違反する違法かつ不当な公金支出である。

### ・地方自治法第100条の2第1項

政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定されている。本件は、使用実態と乖離した回数券の全額計上、および個人的に加入する団体会費の全額支出であり、政務活動との合理的関連性が認められない。

### ・民法第703条（不当利得返還義務）

法律上の原因なく利益を得、県に損失を与えた者は、その利益を返還しなければならない。

### ・徳島県政務活動費の交付に関する条例及び「ガイドライン」

使途の透明性確保、経済性・効率性の原則に違反し、特にガイドラインが「不適当な例」として禁ずる「個人の立場で加入している団体等に対する会費」に明確に抵触する。

具体的な違反行為

#### ①回数券（6枚綴り）の一括計上による交通費の過大請求（10,680円）

##### ・【事 実】

庄野昌彦氏は、令和6年5月26日の「全国植樹祭（岡山）」への参加に係る交通費として10,680円を計上し、按分率10/10として全額を公金から支出させた。しかし、添付された領収書等には「(一括発券) 乗車券類6枚(冊)」「JR乗車券類6枚」と明記されており、これは6枚綴りの回数券等の購入代金である。

##### ・【違法・不当性】

1回の往復出張における実際の使用枚数を大きく超えるチケット代金を、実費精算（按分）することなく一括で全額請求する行為は、使途基準に反する明白な過大請求（水増し）である。未使用分のチケットの換金等、私的流用すら強く疑われる不当な財務会計行為である。

#### ②個人加入のNPO・市民団体等に対する会費の不当支出(計18,000円)

##### ・【事 実】

庄野昌彦氏は、以下の5団体に対する「年会費」を調査研究費として計上し、

按分率10/10として全額を政務活動費から支出させた。

- ・特定非営利活動法人 日本ウミガメ協議会（3,000円）
- ・国民森林会議（3,000円）
- ・特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議（2,000円）
- ・公益社団法人 徳島地方自治研究所（5,000円）
- ・公益財団法人 日本生態系協会（5,000円）

・【違法・不当性】

徳島県議会のガイドライン第2項において、「個人の立場で加入している団体等に対する会費」は政務活動費としての支出が不適当と明確に規定されている。上記団体への加入は、議員個人の思想信条やライフワークに基づく私的な会員資格の維持であり、これを全額公費から支出させる行為は明確なガイドライン違反である。

（「法的根拠」及び「具体的な違反行為」の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第100条の2第1項」の条文を示しているが、これは「地方自治法第100条第14項」であることを確認している。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

## 第3 請求の受理

本件請求は、令和8年4月21日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求に係る支出（以下「本件支出」という。）を監査対象として、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求のうち、請求イについては、議会事務局の審査体制の是正を求め

るものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。

請求人が主張する具体的な違反行為①及び②に係る陳述については、おおむね次のとおりである。

### ①回数券（6枚綴り）の一括計上による交通費の過大請求

岡山出張に係る交通費としてJR回数券6枚綴り（10,680円）が全額計上されているが、確認できる実使用実績は徳島－岡山間の1往復（2枚分）のみであり、有効期間内の追加利用実績や未使用分の払戻記録は存在しない。この事実は、判例等に示されているような、調査研究のための必要性が6枚全部に及んでいなかったことをうかがわせる外形的事実にあたる。したがって、実使用2枚分に相当する額が適正額である。

### ②個人加入のNPO・市民団体等に対する会費の不当支出

対象となる5団体への年会費合計18,000円が全額政務活動費から支出されているが、最高裁判例やガイドラインに照らすと、「個人の立場で加入している団体等に対する会費」は不相当とされている。これら団体は広く賛助会員を募る性質であり、特定の議員への便宜を提供する専門的な調査機関でないため、議員個人としての性質を考慮し、按分率を25%（4分の1を上限とする運用）とするのが相当である。

## 3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月26日に監査を行った。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 政務活動費の制度について

ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（略）をもって議長に報告するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項が規定されている。

#### イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定している。

#### （ア）政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることができるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

#### （イ）政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

#### （ウ）政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

#### （エ）政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属す

る月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。(条例第7条第1項)

知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。(条例第7条第2項)

(オ) 収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。(条例第8条第1項)

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面(以下「領収書等」という。)の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面(以下「支払証明書」という。)の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。(条例第8条第3項)

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。(条例第9条)

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。(条例第10条第3項)

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程(以下「規程」という。)において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。(規程第4条)

## エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針（政務活動費ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

### （ア）政務活動費の基本的な考え方

#### a 政務活動費の充実に当たっての原則

##### （a）実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とするとされている。

##### （b）説明責任の原則

使途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充当適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その使途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

##### （c）透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておくなければならない。

#### b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割

合)で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとするとしている。

- 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合  
政務活動費充当 1 / 2
- 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合  
政務活動費充当 1 / 4

#### (イ) 使途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、使途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目(交通費及び宿泊費)とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

##### a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

「会費として支出するのに適しない例」として、

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等
- ・団体の活動に対して議員自身による参加がない、又はその団体からの情報提供(例:定期刊行物の発送等)がない場合、その団体に対して納める年会費・月会費 等

が示されている。

##### b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

##### c 使途基準の運用方針

調査研究費

調査研究費の内容は、「会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に

関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・ 県内・外調査及び海外調査（視察を含む。）
- ・ 各種議員連盟（政策の勉強や提言を目的とするものに限る。）活動
- ・ 国等からの説明聴取
- ・ 住民へのアンケート調査
- ・ 学識経験者及び研究機関等への調査委託 等

が示されている。

経費の例示として、

- ・ 交通費、宿泊費
- ・ 資料印刷代
- ・ 会費、参加負担金
- ・ 文書通信費 等

が挙げられている。

会費、参加負担金の留意事項として、

- ・ 議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等、調査研究目的として参加する会合等の会費や参加負担金として支出できる。
  - ・ 団体の活動が政務活動に寄与する場合に支出できる。
- 等が挙げられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合は、その割合で、合理的に説明することが困難な場合は、基本的な按分の考え方にに基づき、原則 1 / 2 又は 1 / 4 を上限とする割合で適切に按分するものとされている。

#### （ウ）収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならないと定められている。

#### オ 要領について

会派における政務活動費支出等事務処理要領（以下「要領」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を支出する際の手続き処理に関して必要な事項を定めている。

要領第 2 条では、会派における所属議員への委任について、規定している。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、新しい県政を創る会に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円(20万円×5名×12月)の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた新しい県政を創る会は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ(要領第2条第1項)、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する(要領第2条第3項)。新しい県政を創る会では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、庄野議員の支出額は137,984円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手続と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手続について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

イ 請求人が違法又は不当な支出とする各支出項目について

(ア) 調査研究費(交通費)

本件支出は、岡山県で開催された全国植樹祭に、庄野議員が徳島県議会林業木材業振興議員連盟を代表して参加した際の徳島ー岡山間の交通費である。

行程の費用（利用当時）は、徳島－岡山間の乗車券（3,080円）、徳島－高松間の指定席特急券（1,730円）、高松－岡山間の指定席券（530円）の計5,340円であり、往復で10,680円である。

請求人は、「クレジットカードご利用票」の「商品名：（一括発券）乗車券類6枚（冊）」の表示及び「領収書」の「購入商品：JR乗車券類（6枚）」の表示をもって、6枚綴りの回数券を購入したと指摘しているが、これらの表示は、3種類の切符（乗車券・指定席特急券・指定席券）×往復分の発券枚数を示すものであり、回数券の購入ではない。

#### （イ）調査研究費（会費）

ガイドラインでは、政務活動に係る調査研究のために参加する会合等の会費や、団体の活動が政務活動に寄与する場合の会費等について支出を認めている。

請求人は、議員個人の思想信条やライフワークに基づく私的な会員資格の維持が目的であると指摘しているが、ガイドラインに示す「個人の立場」とは、個人の思想信条やライフワークを表すものではなく、政務活動との関連性から判断するものである。

対象となった5団体（特定非営利活動法人日本ウミガメ協議会、国民森林会議、特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、公益社団法人徳島地方自治研究所、公益財団法人日本生態系協会）は、いわゆる「個人の立場」で加入する団体ではなく、各団体について県政との関連性を認め、政務活動費の充当は適正であると判断した。

また、各団体から、定期的に会報や会誌が送付されるなど情報提供がなされており、議員の調査研究活動に有効に役立てていることから、団体の活動は、議員の調査研究活動に資すると考える。

## 2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方並びに政務活動費に係る一連の手續の妥当性について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

#### （1）政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会

の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、(略)議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

## (2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的な内容やその成果等の

報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

(3) 政務活動費に係る一連の手続について

請求対象に係る議員は、ガイドラインの使途基準に基づき、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、議員自らの責任において検討を行い、会派を通じて、議長に対し政務活動に係る経費の報告を行っていることが認められた。

また、議会事務局は、会派に提出された支出報告書について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会においても各支出について、ガイドラインの使途基準に照らして十分精査しており、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも按分計算の要否等、議員に対し所要の確認を行っており、条例、規程及びガイドラインに基づき適正に事務が執行されていることが認められた。

そのほか、政務活動費の交付に係る手続については、交付決定から残余の返還に至る会計書類について確認を行い、適正になされていることが認められた。

(4) 請求人が違法かつ不当と主張する各支出項目について

ア 調査研究費（交通費）

請求人は、一回の往復出張における実際の使用枚数（2枚）を大きく超えるチケット代金（6枚分）を、実費精算（按分）することなく一括で全額請求する行為は、使途基準に反する明白な過大請求であると主張している。

これに対し、議会事務局が確認した客観的証拠によれば、徳島から岡山への本行程では、片道で3種類（徳島－岡山間の乗車券、徳島－高松間の指定席特急券、高松－岡山間の指定席券）の切符が必要であり、領収書の記載は往復分の正規の切符枚数（6枚）を示すものであることから、本件はガイドラインにおける実費弁償の原則に則った適正な支出であると認められる。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

イ 調査研究費（会費）

請求人は、各種団体に対する年会費を政務活動費として支出したことについて、議員個人の思想信条やライフワークに基づく私的な会員資格の維持であり、明確なガイドライン違反であると主張している。

議会事務局では、これら団体の活動は、ウミガメ類を取り巻く自然環境の保全、森林をめぐる諸問題の解決、化学物質問題に対する政策提言、徳島県内における地方自治に関する総合的な調査研究、生物多様性に関する対策やまちづくりの提案など、いずれも県政課題と密接に関連しているとの見解を示してい

る。

また、実際に庄野議員は、令和6年11月徳島県議会定例会で森林林業に関する質問を行い、各委員会においても、ウミガメを取り巻く自然環境の保全、ダイオキシンや環境ホルモン、地方自治に関連する災害時のペット対策を取り上げたほか、特定外来生物による生態系異変などの質問を行っている。

したがって、当該調査研究費の充当が適正であると判断した議会事務局の見解には合理性があると認められる。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

### 3 結論

以上、請求人が違法かつ不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの使途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、本件請求のうち、請求アについては、請求人の主張に理由がないので、棄却する。

請求イについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。

## 徳島県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年6月8日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

令和8年4月16日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会会派「新しい県政を創る会」（以下「本件会派」という。）（代表者：仁木啓人氏（以下「仁木会長」という。））が支出した1,068,430円（動画制作費704,880円、図面作成費363,550円）は違法かつ不当である。

よって、知事に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求める。

ア 知事に対し、本件会派の仁木会長へ、上記合計額の返還を請求すること。【請求ア】

イ 議会事務局における審査体制を刷新し、成果物の確認が不可能な支出や不自然な迂回発注を排除する厳格な基準を設けること。【請求イ】

(2) 請求の理由

本件支出は、以下の法的根拠に明確に違反する違法かつ不当な公金支出である。

(法的根拠)

- ①地方自治法第100条の2第1項（政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定）
- ②最高裁判所平成25年1月25日判決（目黒区政務調査費事件）「議員活動を離れた活動や、客観的な目的・性質に照らして調査研究活動との合理的関連性が認められない経費は支出できない」と明言。
- ③徳島県政務活動費の交付に関する条例および「政務活動費ガイドライン」（支出の透明性確保、および成果物の添付義務）
- ④民法第703条（法律上の原因のない不当利得の返還義務）

(具体的な違反行為)

- ①成果物の確認できない動画制作費の不当支出（704,880円・10/10充当）

当該会派は、株式会社ワーズブレンに対し「動画作成（16本）」として704,880円を支出している。

しかし、徳島県政務活動費ガイドラインにおいて「印刷成果物等」の添付は義務付けられており、動画の場合もDVD等の媒体提出やURLの記載によりその実態を客観的に証明する必要がある。

本件支出にはURLもデータも確認できず、成果物の実態が全く不明である。これは「架空発注」あるいは「政務活動以外の目的への流用」の疑いが極めて強く、条例およびガイドラインが求める公金支出の適正性を著しく欠く違法な支出である。

- ②専門外業者への不自然な迂回発注（363,550円・10/10充当）

当該会派は、同じく株式会社ワーズブレンに対し「駅前ロータリー図面作成等（1級建築士構造計算依頼）」として363,550円を支出している。

しかし、納品された図面の作成者は「山崎建築設計事務所」であり、支払先であるWEB・映像制作業者とは明らかに業種が異なる。

本来、設計事務所に直接発注すべき業務を、あえて別業者を経由させて支払う「迂回発注」は、中抜き（手数料の搾取）や不当な資金プールの疑いを生

じさせるものであり、経済性・効率性の原則に反する不適切な公金支出である。

③同一業者への不自然な資金集中と実態の不透明性

上記①および②の合計額（１，０６８，４３０円）はすべて同一の業者（株式会社ワーズブレン）へ支払われており、実態不明な業務や専門外業務の名目により、特定の業者へ組織的に多額の公金を流し込んでいる疑いがある。

（（法的根拠）及び（具体的な違反行為）の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第１００条の２第１項」の条文を示している（（法的根拠）①）が、これは「地方自治法第１００条第１４項」であることを確認している。

## 第２ 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

## 第３ 請求の受理

本件請求は、令和８年４月２１日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第４ 監査の実施

### １ 監査対象事項

本件請求に係る支出（以下「本件支出」という。）を監査対象として、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求のうち、請求イについては、議会事務局における審査体制の刷新を求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

### ２ 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和８年５月２６日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。  
請求人が主張する「図面作成」及び「同一業者への発注」に係る陳述については、  
おおむね次のとおりである。

図面作成費について、委託業者は登記上、事業目的に建築設計業務は一切なく、  
映像の会社である。

議員側の後援会等、個人の活動費から（株）ワーズブレーションへの支出が消滅した  
時期と、政務活動費による同社への委託が開始された時期が符合しており、これは、  
本来個人負担すべき経費を政務活動費へ意図的に振り替えた疑いを生じさせる見  
過ごせない外形的事実である。

### 3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、  
当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月26日に監査を行った。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 政務活動費の制度について

##### ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例  
の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため  
必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費  
を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、  
額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、  
条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の  
交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に  
係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（略）をもって議長に報告する  
ものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費につい  
ては、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項  
が規定されている。

##### イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他  
の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに關  
して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定

している。

(ア) 政務活動費を充てることのできる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることのできるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

(イ) 政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

(ウ) 政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

(エ) 政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。（条例第7条第1項）

知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。（条例第7条第2項）

(オ) 収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。（条例第8条第1項）

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面（以下「支払証明書」という。）の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。（条例第8条第3項）

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。（条例第9条）

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。（条例第10条第3項）

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程（以下「規程」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。（規程第4条）

エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針（政務活動費ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 政務活動費の基本的な考え方

a 政務活動費の充実に当たっての原則

(a) 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とするとされている。

(b) 説明責任の原則

使途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充当適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その使途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

(c) 透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておくなければならない。

b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割合）で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとするとしている。

- 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合

政務活動費充当 1 / 2

- 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合

政務活動費充当 1 / 4

(イ) 使途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、使途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目（交通費及び宿泊費）とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

c 使途基準の運用方針

(a) 広聴広報費

広聴広報費の内容は、「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

・ 県政報告会

県政報告会の開催

県民、地域住民等からの意見聴取

政務活動、県政及び国政の課題等の広報活動

・ 県政報告会以外

広報紙（誌）の発行・配付

政策・理念をPRするリーフレットの作成

ホームページの作成・維持

※政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。

が示されている。

経費の例示として、

・ 印刷製本費

・ 広報紙（誌）・ホームページ作成委託費

・ 交通費 等

が挙げられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できるとされている。

合理的に説明できる場合としては、次のとおりとされている。

- ・ 県政報告  
会議次第に基づく時間数など、客観的に判断できる場合
- ・ 広報紙（誌）等作成  
紙（誌）面の面積・分量等の合理的な方法により、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）の内容を按分する場合の按分割合（％）は、  
「(政務活動を内容とする面積・分量等÷紙(誌)面の総面積・総分量等)×100」  
とされている。

(b) 資料作成費

資料作成費の内容は、「会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・ 資料作成（調査研究活動等以外のもの。）
- ・ 県議会質問用パネルの作成

が示されている。

経費の例示として、

- ・ 印刷製本費
- ・ 原稿料
- ・ 写真代
- ・ パネル作成料
- ・ 資料作成委託費
- ・ 翻訳料 等

が挙げられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1／2を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できるとされている。

合理的に説明できる場合として、紙（誌）面の面積・分量等の合理的な方法により、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）の内容を按分する場合の按分割合（％）は、

「(政務活動を内容とする面積・分量等÷紙(誌)面の総面積・総分量等)×100」  
とされている。

(ウ) 収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならない。収支報告書には、領収書等の写しを添付しなければならないと定められている。

オ 要領について

会派における政務活動費支出等事務処理要領（以下「要領」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を支出する際の事務処理に関して必要な事項を定めている。

要領第2条では、会派における所属議員への委任について規定している。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、本件会派に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円（20万円×5名×12月）の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた本件会派は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ（要領第2条第1項）、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する（要領第2条第3項）。本件会派では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、委任額を除く本件会派分の政務活動費2,010,000円のうち、支出額は、2,000,901円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手続と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手続について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派

の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

## イ 請求人が違法かつ不当な支出とする各支出項目について

### (ア) 広聴広報費（動画制作）

請求人が不当とする経費は、動画制作に係る機材レンタル料及び動画編集料と送料され、その場合の支出額は598,400円である。

ガイドラインでは、広聴広報費の支出報告書に添付する支出証拠書類としては、「自動車使用記録簿(ガソリン代を支出する場合のみ)」、「印刷成果物」、「郵送費を計上した場合の発送物の写し」としている。

支出証拠書類の「印刷成果物」は「印刷成果物『等』」ではなく、「活動報告書兼領収書等添付票」様式においても、「印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。」としている。

本件は、動画制作に係る支出であり、印刷物に係る支出ではないため、「印刷成果物」の添付はない。

しかしながら、会派及び議員が用途を明らかにしていないということではなく、本件請求に係る動画は、本件会派のホームページやYouTubeサイトからアクセスすることができ、支出当時、議会事務局職員も内容を確認しており、現在も閲覧可能である。

### (イ) 資料作成費（図面作成）

請求人が不当とする経費は、ホールの提案資料作成に係る支出と送料され、その場合の支出額は330,000円である。

これは、令和6年6月定例会の代表質問において、本件会派の仁木会長が県都のグランドデザインについて、駅前にバスやタクシーのロータリー機能を備えたホール、アリーナ、武道館等の複合施設の建設を提案した際の資料作成に係る費用である。

駅前に複合施設を建設した場合の完成予想図の作成を(株)ワーズプレーンに依頼し、その実現可能性を確認するため、同社から山崎建築設計事務所に構造計算部分について依頼したものである。

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであり、個々の支出内容は、条例及びガイドラインで定められた用途目的に違反するような場合を除いて会派又は議員に裁量が認められ、その性質上、県契約事

務規則をはじめとするルールが直接適用されるものではない。

法や県契約事務規則等が適用される県の執行機関の契約においても、複合業務等の一括発注の場合、必要最小限の範囲で再委託が許容されるので、政務活動費については当然許容される。

当該業務においても「完成予想図の作成業務」を（株）ワーズブレンが受託し、構造計算部分を山崎建築設計事務所に再委託したに過ぎない。

請求人が主張するような迂回発注などではなく、再委託である。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の発注先について

発注先はいずれも（株）ワーズブレンである。

上記（イ）同様に、政務活動は、その性質上、法や県契約事務規則等の契約規定が直接適用されるものではない。

それぞれの支出は、ガイドラインに従い、適切に運用されており、同一業者に複数の発注があるからといって、不当な支出には当たらない。

## 2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方並びに政務活動費に係る一連の手の妥当性について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

### (1) 政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、(略)議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定められているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員

を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

## (2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的内容やその成果等の報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

## (3) 政務活動費に係る一連の手続について

請求対象に係る本件会派は、ガイドラインの使途基準に基づき、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、自らの責任において検討を行い、議長に対し政務活動に係る経費の報告を行っていることが認められた。

また、議会事務局は、会派に提出された支出報告書について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会においても各支出について、ガイドラインの使途基準に照らして十分精査しており、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも、按分計算の要否等、会派に対し所要の確認を行っており、条例、

規程及びガイドラインに基づき適正に事務が執行されていることが認められた。

そのほか、政務活動費の交付に係る手続については、交付決定から残余の返還に至る会計書類について確認を行い、適正になされていることが認められた。

#### (4) 請求人が違法かつ不当と主張する各支出項目について

##### ア 広聴広報費

請求人は、当該会派の動画作成の支出について、ガイドラインで義務付けられている「印刷成果物等」の添付がなく、その実態を客観的に証明する成果物が全く不明であり、条例およびガイドラインが求める公金支出の適正性を著しく欠く違法な支出であると主張している。

議会事務局によると、本件は、印刷物ではない動画制作物であるため、ガイドラインの様式において、印刷成果物の添付を義務付けている「印刷費を計上している場合」には該当しないとしている。

また、当該動画は本件会派のホームページやYouTubeサイトにおいて一般に公開されているものであり、支出当時、議会事務局の職員がその内容を確認している。

したがって、印刷成果物の添付がないことをもって、ガイドラインに違反しているものとは認められず、公金支出の適正性を著しく欠く支出とはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものとする主張には理由がない。

##### イ 資料作成費

請求人は、(株) ワーズブレンへの支出について、本来、設計事務所に直接発注すべき業務を、あえて別業者を経由させて支払う「迂回発注」であり、経済性・効率性の原則に反する不適切な公金支出であると主張している。

議会事務局によると、本件は、本件会派の仁木会長が県都のグランドデザインに関する提案のための完成予想図の作成を同社へ依頼した際、その実現可能性を確認するために、構造計算部分を山崎建築設計事務所に再委託したに過ぎず、迂回発注ではないとしている。

政務活動は、議会事務局の見解のとおり、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであり、個々の支出内容は、条例及びガイドラインで定められた用途目的に違反するような場合を除いて会派又は議員に裁量が認められ、その性質上、県契約事務規則をはじめとする契約ルールが直接適用されるものではないといえる。

したがって、再委託したことをもってガイドラインに違反するものとは認められず、不適切な公金支出とはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものとする主張には理由がない。

#### ウ 同一業者への発注について

請求人は、上記ア及びイの合計額はすべて同一の業者へ支払われており、実態不明な業務や専門外業務の名目で、特定の業者へ組織的に多額の公金を流し込んでいる疑いがあると主張している。

政務活動における県契約事務規則等の適用については、上記イで述べたとおりであり、それぞれの支出は、ガイドラインに従い、適切に運用されている。

したがって、同一業者への発注であることをもって、組織的に多額の公金を流し込んでいるとはいえない。

なお、請求人は、同社への支出が、後援会等個人活動費から政務活動費に変更されたことについて、個人が負担すべき経費を意図的に公金へ振り替えたことと陳述しているが、業者が同じというのみで、振り替えたとする支出の内容が不明であり、根拠も示されておらず、請求人の陳述には、合理的な理由があるとはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

### 3 結論

以上、請求人が違法かつ不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの使途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、本件請求のうち、請求アについては、請求人の主張に理由がないので、棄却する。

請求イについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。

## 徳島県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年6月8日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

令和8年4月16日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会議員東条恭子氏（以下「東条議員」という。）が支出した145,816円は違法かつ不当である。

よって、知事に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求める。

ア 知事に対し、東条議員に対して違法・不当に支出された政務活動費（総額145,816円）の返還を請求すること【請求ア】

イ 議会事務局における政務活動費の審査・確認体制を抜本的に見直し、公金流用の再発防止策を講じること【請求イ】

##### (2) 請求の理由

本件は、以下の法的根拠に明確に違反する違法かつ不当な公金支出である。

#### 法的根拠

1. 地方自治法第100条の2第1項

政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定されている。本件は成果物の実態が一切確認できない人件費の恣意的按分（54,500円）、後援会経費への流用（26,400円）、政党機関紙の全額支出（10,416円）であり、政務活動との合理的関連性が全く認められない。

2. 地方自治法第242条第1項（住民監査請求権）

執行機関又は職員が法令に違反し、又は著しく不当に公金の支出を行った場合、住民は監査を請求できる。本件はまさにこれに該当する。

3. 民法第703条（不当利得返還義務）

法律上の原因なく利益を得、相手方に損失を与えた者は、その利益を返還しなければならない。本件は成果物が確認できないにもかかわらず公金が支払われた不当利得である。

4. 徳島県政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費ガイドライン」

成果物の添付義務、使途の透明性確保、経済性・効率性の原則を定めている。本件はこれらに明確に違反している。

5. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第11条・第30条

補助金等（政務活動費を含む公金）の目的外使用及び善良な管理義務違反に該当する。罰則として3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（両罰規定あり）が科される。

#### 具体的な違反行為

1. 人件費の不自然かつ恣意的な按分による不当支出（54,500円・1/2充当）

勤務実績表において業務内容が全て同一であるにもかかわらず、毎日の勤務時間が1分の狂いもなく機械的に「きっちり半分（1/2）」で按分されている。ガイドラインが求める合理的な按分に明白に反する。

2. 後援会経費への公金流用（26,400円・10/10 充当）  
「県政報告用封筒印刷代」として支出した領収書の宛名が私的政治団体「東条後援会」となっている。ガイドラインで後援会活動経費への支出を明確に禁止しているにもかかわらず、全額公金で賄った違法支出である。
3. 政党機関紙の全額公金支出（10,416円・10/10 充当）  
「週刊新社会」の購読料（10,416円）を資料購入費として全額充当している。ガイドラインで「政党機関紙の形式を取るものには充てることができない」と明文で禁止されているにもかかわらず、全額公金で支出した違法支出である。

（「法的根拠」及び「具体的な違反行為」の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第100条の2第1項」の条文を示している（法的根拠1.）が、これは「地方自治法第100条第14項」であることを確認している。「法的根拠5. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第11条・第30条」については、請求人が主張から外すことを確認している。

また、請求人が、違法かつ不当な支出であると主張する政務活動費145,816円は、上記の「具体的な違反行為」で挙げている、各支出の合計額と一致していないことを確認している。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

## 第3 請求の受理

本件請求は、令和8年4月21日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求に係る支出（以下「本件支出」という。）を監査対象として、財務会計

上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求のうち、請求イについては、議会事務局における審査・確認体制の抜本的な見直しを求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。

請求人が主張する「後援会経費への公金流用」に係る陳述については、おおむね次のとおりである。

「東条後援会」名義の政治団体の届出は、徳島県選挙管理委員会の政治団体名簿、収支報告書及び当委員会への電話照会（以下「政治団体名簿等」という。）において確認されず、届出が確認できない名義の領収書が公金の支出の証拠として出されている。仙台高等裁判所平成23年5月20日判決では、使途基準にあっていないことをうかがわせる外形的な事実があり、議員側から適切な反証がなければ、その支出は違法と推認されることが示されている。

## 3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月26日に監査を行った。

## 4 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実の状況を把握するため、法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）を、議会事務局に依頼し、令和8年5月25日、東条議員に対し、実施した。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人調査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 政務活動費の制度について

##### ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため

必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（略）をもって議長に報告するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項が規定されている。

## イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定している。

### （ア）政務活動費を充てることのできる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であつて別表に掲げるものに充てることのできるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

### （イ）政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

### （ウ）政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

### （エ）政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。（条例第7条第1項）

知事は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに政務活動費を交

付するものとする。(条例第7条第2項)

(オ) 収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。(条例第8条第1項)

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面(以下「領収書等」という。)の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の使途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面(以下「支払証明書」という。)の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。(条例第8条第3項)

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。(条例第9条)

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。(条例第10条第3項)

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程(以下「規程」という。)において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。(規程第4条)

エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針(政務活動費ガイドライン)(以下「ガイドライン」という。)は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動

費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 政務活動費の基本的な考え方

a 政務活動費の充実に当たっての原則

(a) 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とされている。

(b) 説明責任の原則

使途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充実適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その使途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

(c) 透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておかなければならない。

b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割合）で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとしてされている。

- 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合  
政務活動費充当 1 / 2
- 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合  
政務活動費充当 1 / 4

(イ) 使途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、使途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目（交通費及び宿泊費）とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

「政党活動経費への支出」の適しない例として、

- ・ 政党（県連等）活動経費
  - ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費 等
- が示され、また、

「後援会活動経費への支出」の適しない例として、

- ・ 後援会活動に要する経費
  - ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送等経費
  - ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費
- が示されている。

b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

人件費については、

- ・ 配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者への人件費
- ・ 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員への人件費
- ・ 自己が実質支配する法人職員への人件費

ただし、一般的な政務活動業務補助ではなく、議員本人が身体介護を要する等の特殊な理由がある場合は除く。  
が示されている。

c 使途基準の運用方針

(a) 広聴広報費

広聴広報費の内容は、「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

○ 県政報告会

- ・ 県政報告会の開催
- ・ 県民、地域住民等からの意見聴取
- ・ 政務活動、県政及び国政の課題等の広報活動

○ 県政報告会以外

- ・ 広報紙（誌）の発行・配付
- ・ 政策・理念をPRするリーフレットの作成
- ・ ホームページの作成・維持

※政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。

が示されている。

また、留意事項として、

○ 印刷製本費

- ・ 政党・選挙・後援会・私的活動に関する経費への支出は認められない。
- ・ 印刷部数、発行年月日、内容を明確にすること。

が示されているほか、

- ・ 県政報告書、広報紙（誌）の発行者や報告会の主催者が後援会となっているものは、政務活動費を充当することはできない。
- ・ 政務活動費を全額又は一部充当する場合は、議員名又は議員名と後援会名の連名とすること。

とされている。

(b) 資料購入費

資料購入費の内容は、「会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・ 新聞・雑誌購読料（電子データを含む）

- ・専門図書、法規集、電子書籍等の購入（CD-ROM等を含む。）
- ・会員制オンライン情報提供サービスの利用

が示されている。

経費の例示として、

- ・書籍購入費
- ・新聞雑誌購読料
- ・追録代
- ・有料データベース利用料 等

が挙げられている。

また、留意事項として、

○新聞雑誌購読料

- ・議員が事務所等で政務活動のために購入する経費を支出できる。

が示されている。

#### (c) 人件費

人件費の内容は、「会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用

が示されている。

経費の例示として、

- ・常時雇用職員の給与
- ・各種手当及び社会保険料
- ・臨時雇用職員の賃金及び社会保険料

が挙げられている。

また、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類は、雇用形態に応じて、

- ・雇用契約書
- ・職員従事協定書
- ・勤務実績表兼領収書

とされている。

なお、人件費の按分については、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合は、その割合で、合理的に説明することが困難な場合は、原則1/2を上限とする割合で適切に按分するものとされている。

合理的に説明できる場合とは、職員等の日々の勤務時間、政務活動へ

の従事時間、具体的な業務内容等を記載した勤務実績表により政務活動への従事割合を書面で明確に説明できる場合である。

政務活動とその他の議員活動とが混在する場合は、政務活動費への充当を1/2としている。

(ウ) 収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならないが、収支報告書には、領収書等の写しを添付しなければならないと定められている。

オ 要領について

会派における政務活動費支出等事務処理要領（以下「要領」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を支出する際の事務処理に関して必要な事項を定めている。

要領第2条では、会派における所属議員への委任について規定している。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、新しい県政を創る会（以下「当会派」という。）に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円（20万円×5名×12月）の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた当会派は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ（要領第2条第1項）、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する（要領第2条第3項）。当会派では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、東条議員の支出額は1,952,283円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手続と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手続について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

#### イ 請求人が違法かつ不当な支出とする各支出項目について

##### (ア) 人件費

ガイドラインでは、政務活動とその他の議員活動とが混在する場合、合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は原則1/2を上限とする割合で按分することとされている。

日雇の非常勤職員の提出書類は、「活動報告書兼領収書等添付票」と「勤務実績表兼領収書」となっており、「活動報告書兼領収書等添付票」の様式の特性上、やむを得ず「合理的な説明ができる場合」にチェックしているが、実態的には「合理的に説明することが困難な場合」として、按分率1/2を適用している。この場合、「勤務実績表兼領収書」の「うち政務活動業務従事時間数」は、様式上、按分率1/2を用いた時間数になることから、請求人の主張する恣意的な按分を行ったものではない。

ガイドラインに則った運用であり、本件支出は適法であると考える。

##### (イ) 広聴広報費（県政報告用封筒印刷代）

領収書の名義が後援会であることは事実であり、議会事務局でも確認している。領収書の名義の間違いを議会事務局が指摘した時に、東条議員からは、間違っただけが出されているが、日数が相当経過していたのでそのままにしておくという回答を得た。外形上、請求人が後援会活動経費の支出と考えるのも一定理解しているが、使途目的は県政報告書用の封筒印刷代であり、封筒の現物も確認している。

本件支出は、「県政報告書」を配布、郵送するための封筒の印刷代であり、後援会活動をはじめ他の目的には使用していない。活動報告書兼領収書添付票において、「当該支出は政務活動費の使途基準に合致した適正な支出である」ことを議員本人の申告により確認している。

したがって、本件について政務活動費の充当（10／10）を認めた。

なお、県政報告書は全部で3,000部印刷しており、この領収書の宛名は正しく「東条恭子」個人名となっており、領収書の日付は令和7年1月9日で、封筒の領収書と同じ日である。封筒の印刷部数は2,000部、郵送した費用の郵便局レシートによると、郵送数は2,141通で封筒の数を超えており、日付は令和6年12月27日である。これら3つの領収書は、日付が短い期間に近接していることから、一連のものとして行われたもので、その封筒には県政報告書（2025年1月1日発行号）が入れられていたと考えるのが合理的である。

#### （ウ）資料購入費（政党機関紙）

請求人の主張する、ガイドラインの「政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。」という記載は、「広聴広報費」に関するものであり、広聴広報費では、政党機関誌の作成や発行に充てることができないとされている。一方、政党機関誌の購読は「資料購入費」に該当し、資料購入費のガイドラインの中にはこうした文言はない。

一般論として、政党機関誌は、自己の所属する政党と他政党との政策や考えを比較検討するための資料としては、一定程度有益であり、議員の調査研究にも資するものとする。

ガイドラインでは、不適当な支出の例として、政党活動経費の支出等を挙げているが、これは自己の所属する政党の経費に政務活動費を充てることができないという意味と考える。

東条議員は、当時無所属であり、新社会党の機関誌である「週刊新社会」の購読料は、政党活動経費としての支出にはあたらない。本件支出は適正なものであるとする。

#### （4）関係人調査について

請求人の主張のうち、広聴広報費（県政報告用封筒印刷代）に係る事実の状況を把握するため、東条議員に対し、関係人調査を実施した。

議会事務局が聞き取りを行った事実関係は、おおむね次のとおりである。

「活動報告書兼領収書等添付票」の支出証拠書類として、「東条後援会」名義の領収書が添付されている理由は、「東条恭子」名義で領収書をもらえるよう依頼していたが、確認不足で、後援会名義になっていることに気づけなかったことによるものである。

議会事務局に指摘されて後援会名義であることに気づいたが、支払った時から時間もたっていたので、業者には言えなかった。頼めば、領収書を訂正してもら

えた可能性はあるが、自身の判断で、業者に問い合わせなかった。  
書類は領収書しかない。

## 2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

### (1) 政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、(略)議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

### (2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活

動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかかわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける用途基準の適用にあたっては、用途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的な内容やその成果等の報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

### (3) 請求人が違法かつ不当と主張する各支出項目について

#### ア 人件費

請求人は、勤務実績表において業務内容が全て同一であるにもかかわらず、毎日の勤務時間が1/2で按分されており、按分処理の算定根拠及び政務活動への従事態様が客観的に裏付けられておらず、ガイドラインが求める合理的な按分に明白に反すると主張している。

ガイドラインでは、日給・時給制による非常勤雇用を行った場合、「活動報告書兼領収書等添付票」及び「勤務実績表兼領収書」が提出書類として規定されている。資料収集や整理のために雇った職員に対する費用であり、ガイドラインでは、「政務活動とその他の議員活動とが混在する場合」の「合理的に説明することが困難な場合」には、按分率1/2を適用することが規定されており、本件人件費の支出は当該規定に基づきなされたものである。この場合、「勤務実績表兼領収書」における「うち政務活動業務従事時間数」は、様式上、按分率1/2を用いた時間数となることから、恣意的な按分とはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

#### イ 広聴広報費

請求人は、「県政報告用封筒印刷代」として支出した領収書の宛名が「東条後援会」となっており、ガイドラインで後援会活動経費への支出を明確に禁止しているにもかかわらず、全額公金で賄った違法支出であると主張している。

また、「東条後援会」名義の政治団体の届出は、政治団体名簿等では確認さ

れず、届出が確認できない名義の領収書が公金支出の証拠として出されていると主張している。

ガイドラインでは、「後援会活動経費への支出」は、政務活動費としての支出が不適当な事例として規定されている。

「東条後援会」の名義となっている領収書は、後援会が支払ったことを強く推認させる外形的な事実であり、東条議員が支払ったことについて具体的な証拠をもって反証が行われないう限り、東条議員個人の支出であることは認められないものである。このことは、請求人が主張の中で示している判例（平成23年5月20日仙台高等裁判所）においても、「使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実（略）の存在が主張立証された場合において、これに対する適切な反証が行われないうときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推定される」と判示されている。

議会事務局は、議員本人の申告により確認していることや、他の関係する領収書の日付の近接等をもって、適正な支出であるとの見解を示しているが、これらの理由のみでは、ガイドラインで政務活動費への充てが不適当な事例と示されている「後援会活動経費への支出」であることを覆すような反証としては認められない。

また、東条議員に対する関係人調査においても、後援会活動経費への支出を否定する具体的な事実をもつての反証はなかった。

なお、条例第8条第3項において、収支報告書には、政務活動費による支出を行った事実を証する領収書等の写しを添付しなければならないことになっており、この趣旨にも合致しているとは認められない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由があると判断する。

#### ウ 資料購入費

請求人は、「週刊新社会」の購読料は、ガイドラインで「政党機関誌の形式を取るものには充てることができない」と明文で禁止されているにもかかわらず、全額公金で支出していると主張している。

ガイドラインの「政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。」とは、「広聴広報費」に関するものであり、政党機関誌の購読は「資料購入費」に該当し、資料購入費のガイドラインの中にはこうした文言はないことから、政党機関誌を購入すること自体を不適当としたものではない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

### 3 結論

知事に対し、令和8年8月8日までに、本件請求のうち、請求アについて、広聴広報費に係る政務活動費の支出により、県が被った損害の額26,400円について、当会派に対し返還を求めるなど、必要な措置を講ずるよう勧告する。

なお、前述の広聴広報費を除き、請求人が違法かつ不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの用途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、広聴広報費を除き、請求人が違法かつ不当な支出があるとして、県へ返還を求める等の措置を知事に勧告するよう求めていることについては理由がないので、棄却する。

請求イについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。